

## レオ・シュトラウスの *Natural Right and History* の邦訳の タイトルについての覚え書き

飯島昇藏

(早稲田大学政治経済学術院教授)

The first purpose of this Treatise is to explain the meanings of certain terms occurring in books of prophecy. Some of these terms are equivocal; hence the ignorant attribute to them only one or some of the meanings in which the term in question is used. Others are derivative terms; hence they attribute to them only the original meaning from which the other meaning is derived. Others are amphibolous terms, so that at times they are believed to be univocal and at other times equivocal.<sup>1)</sup>

... *terminology* is of paramount importance. Every term designating an important subject implies a whole philosophy. . . . This naturally brings us to the question of *translations*. There is no higher praise for a translation of a philosophic book than that it is of utmost literalness, that it is in *ultimate literalitas*, . . .<sup>2)</sup> (Italics are original)

## 1. *Natural Right and History*の3つの邦訳のタイトルをめぐって——『自然法と歴史』、『自然権と歴史』、および『自然的正と歴史』

シュトラウスは1953年に*Natural Right and History*をシカゴ大学出版部から公刊した。爾来、本書はベストセラーではないにしても、60年以上の長きにわたってロングセラーであり続けている。それでは本書は世界中で何部ほど販売されてきたのか。残念ながら、シカゴ大学のシュトラウス・センター所長のタルコフ教授が同出版社に発行部数を問い合わせても答えてもらえないそうである。

わが国において*Natural Right and History*は、たとえば、『政治理論のパラダイム転換——世界観と政治——』（1985年）の中で、20世紀後半における政治哲学の復権に寄与した哲学者の1人の重要な書物の1冊として、藤原保信によって『自然法と歴史』あるいは『自然権と歴史』として言及されていた<sup>3)</sup>。（この書物における*Natural Right and History*の邦訳のタイトルに関する藤原の不決断・未決着の問題性ないし重要性についてはのちに少しく触れる。）1988年に*Natural Right and History*の邦訳が塚崎智・石崎嘉彦訳『自然権と歴史』（昭和堂）として出版されたのちには、その邦訳のタイトルは次第に定着しつつあるようにみえた。そして2013年暮れには石崎嘉彦によって若干の改訳が施されて文庫本『自然権と歴史』（ちくま学芸文庫）が公刊されるにおよび、この邦訳のタイトルは不動の位置を占めたかに思われた。

*Natural Right and History*の邦訳のタイトルをめぐるのは、しかしながら、文庫本『自然権と歴史』公刊によっても決着をみななかった。というのも雑誌『政治哲学』第16号（2014年2月）に掲載された西永亮の論文は、*Natural Right and History*全体を『自然的正と歴史』という第3の邦訳のタイトルのもとに扱い、本書についての先学の2つの邦訳のタイトルに挑戦しただけでなく、本書におけるシュトラウスによるマックス・

ウェーバー論に関する藤原保信の解釈（および彼のシュトラウス解釈に無批判に追従しているように思われるわが国のウェーバー学者たちのシュトラウス解釈）に真っ向から異議を唱えたからである<sup>4)</sup>。

しかしながら、他方において、*Natural Right and History* の公刊当時のアメリカ本国における読者たちの本書の受容の仕方に着目した中金聡は、ベルTRAN・ド・ジュヴネルの邦訳『純粹政治理論』（風行社、2014年4月）に付した「解説」の中で、次のような注目すべき発言を記すことによって、*Natural Right and History* の真の意図が（古典的）自然権の復権ではなく、「古典的自然法」の復権にあったかもしれないという藤原の懐疑的洞察をわれわれは真剣に再び考慮すべきであると示唆しているように思われる。

ジュヴネルは伝統的な「政治哲学」の立場を代表する現代の作品例として、レオ・シュトラウス『政治哲学とは何であるか?』のタイトル論文を挙げている。かつて『主権論』のホッブズを論じた章でオークショットとともに好意的に取り上げられたシュトラウスは、ジュヴネルにとってその後もつねに意識される存在であったと推測される。シュトラウス政治哲学論の解釈の妥当性については異論もあるだろう。しかし、『自然権と歴史』（一九五三年）がもっぱら古典的自然法思想の単純な復権の試みと受け止められていた当時としては、これが意外に正鵠を射たシュトラウス理解になっていることに注目したい。実際にも、科学的政治学陣営によってはいまなお黙殺されている『純粹政治理論』に敏感に反応してきたのはシュトラウシアンたちなのである<sup>5)</sup>。（強調は引用者のもの）

さらに、太田義器は2014年2月に刊行された論文「プーフェンドルフの自然法について」の冒頭において、『プラトンの政治哲学の諸研究』*Studies in Platonic Political Philosophy* に再録された、シュトラウスの論

文「自然法について」に注目している<sup>6)</sup>。われわれの当面の問題との関連において最も重要な点は、1968年に最初に刊行された“On Natural Law”という論文の中でシュトラウスが、「ホッブズによって創始されたような近代的自然法 (Modern natural law as originated by Hobbes)」は、伝統的自然法がそうしたようには人間の自然的諸目的の階層的秩序から出発せずに、より高次の諸目的よりも効果的であると考えたことのできた諸目的の中でも最低の目的 (自己保存) から出発したと述べ、さらに、ロックの教説は「近代的自然法の頂点 the peak of modern natural law」として記述されるかもしれない、と述べていた事実であろう。すなわち、ホッブズもロックも、自然法のコンテクストの中で、より厳密には、伝統的自然法思想とは区別対照される近代的自然法思想というコンテクストの中で語られていた事実である。さらに非常に興味深いことは、シュトラウスが「自然法について」の自らの論文に付した文献は9件あるが、その最後に *Natural Right and History* (University of Chicago Press, 1953) を挙げていたことである<sup>7)</sup>。

こうしてわれわれは *Natural Right and History* の本当の意図はどこにあったのか不思議に思わざるをえないのである。(古典的) 自然権の復権か？ 古典的自然法の復権か？ それとも自然的正の復権か？ 本書の注意深い読解の結果は本書の邦訳のタイトルにも反映されるのが自然的である。

もちろん、『自然権と歴史』の共訳者たちもこの問題の重大性を十分に認識していた。塚崎智は1988年の「訳者あとがき」に次のように記している。

翻訳中もっとも気がかりだったのは、そして今でも懸念しているのは、本書のキー・ワード *Natural Right* の訳語のことである。近代のホッブズ以後の *Natural Right* を「自然権」と訳すことにためらいはなかったが、古代・中世の *Natural Right* に「自然権」の訳語を当てることには

問題が感じられ、むしろ「自然法」(Natural Law) と訳した方が適切ではないかと思われることが多かったからである。しかしながら、古代・中世を論じた第 IV 章〔中略〕において「自然法」(Natural Law) の語が別個に用いられているので、Natural Right に「自然法」の訳語を当てることは避けなければならなかった。〔中略〕我々はそこで「自然権」という訳語のほかに「自然的正」という訳語を採用することにした。かつて高田三郎先生が御高訳『ニコマコス倫理学』の訳注に、

「自然本性的な正」(ト・フュシコン・ディカイオン) なるものはラテン語では、*justum naturale* ないしは *jus naturale* とされた。*jus naturale* は「自然法」とも邦訳されるが、それはむしろ、「人間本然の権利」という意味を有している。(中略)

と記されていたのに示唆を得てのことである<sup>8)</sup>。

もう 1 人の共訳者石崎嘉彦も 1988 年の「訳者あとがき」において、*Natural Right and History* の現代的意義に若干触れつつ、次のように書いていた。

現代の社会科学はこうして「最も重要な点に関しては完全な無知に身を委ねるほかはない」のであるが、このような社会科学に依拠するかぎり、「我々は自らの選択の究極の原理に関しては、……いかなる知識ももちえない」と言うのである。このような現状は乗り越えられなければならない。シュトラウスはこの乗り越えを、ソクラテス、プラトン、アリストテレスの古典的自然権理論に立ち返ることによって成し遂げようとする。つまり、十八世紀後半に危機的状況に陥り、十九、二十世紀にはもはや顧みられなくなった自然権思想を、古典古代の豊穡な自然権・自然的正の理論に照らして再考し、その復権をはかることによって成し遂げようとするのである<sup>9)</sup>。

こうして『自然権と歴史』の共訳者にとっての重大な問題は、とりわけ第IV章の邦訳にあたって、訳語「自然権」と「自然的正」の使い分けをどこまでの確になしえているか<sup>10)</sup>に収斂しているように思われる。すなわち、*Natural Right and History* 全体の邦訳のタイトルとしての『自然権と歴史』の地位は揺るぎないものであり、『自然法と歴史』というタイトルあるいは『自然的正と歴史』というタイトルがその地位を脅かす可能性はまったくなかったのである。

他方において、翻訳者たちとは別に、*Natural Right and History* を『自然権と歴史』として言及し議論してきた、わが国の一般の読者や研究者・専門家や出版関係者は、その邦訳のタイトルの正当性ないし妥当性をどこに求めてきたのであろうか。その妥当性の根拠としては、やはりシュトラウスのドイツ語版からの英訳版 *The Political Philosophy of Hobbes. Its Basis and Its Genesis* (University of Chicago Press, 1952) の存在とその影響が圧倒的に大きいであろう。ドイツ語の原典からの邦訳『ホッブズの政治学』（みすず書房）が出版されたのは1990年であったが、そこには英訳版に付された PREFACE も同時に訳出されていた。そこではホッブズ政治哲学の近代性が正しく理解されるためには、もしも自然法理論が、理性主義の時代に特有の特徴であるどころか、中世および古代の伝統にあってはほとんど当然の事柄であるとするならば、われわれは、なにゆえに17世紀と18世紀が優れて自然法理論の時代であるという名声を獲得したのかと問わざるをえないと宣言された。具体的には、近代的自然法の見方と伝統的自然法の見方の間には原理上の差異が存在していないかという、もっと精確な問いを立てなければならないとされた。そして、シュトラウスは、そのような差異を、ホッブズは、偉大な伝統がそうしたようには、自然「法」から、すなわち客観的な秩序から出発せずに、自然「権」から、すなわちいかなる先行する法、秩序、あるいは義務に依存していないどころか、それ自身がすべての法、秩序、あるいは義務の起源である、絶

対的に正当化される主観的要求から出発している事実突き止めたのである<sup>11)</sup>。

要約しよう。このセクションにおいては、*Natural Right and History* の邦訳のタイトルとして3つのライバル候補がなおも存在していることを確認した。藤原保信は『自然法と歴史』と『自然権と歴史』の2つのタイトルの間で動揺していたが、塚崎智と石崎嘉彦は『自然権と歴史』を採用しつづけた。しかるに、それから4半世紀近くも経過して、西永亮はこれら2つの邦訳のタイトルに対抗して、『自然的正と歴史』という第3のタイトルを正しいとするのである。ちなみに、筆者はここでシュトラウスが「自然法について」という論文の中でホッブズとロックとを伝統的自然法論者とは区別される近代的自然法論者として論じていたこと、およびホッブズ政治哲学についての主著の中で、シュトラウスがホッブズの「自然権」natural right 理論の画期的意義を伝統的自然法思想との原理的断絶にみていたことを確認した。次のセクションにおいては、西永がなにゆえに本書 *Natural Right and History* の邦訳のタイトルとしては『自然的正と歴史』が最善であり、正しいとみなしたのかの理由を簡単に検討してみよう。

## 2. *Natural Right and History* の PREFACE TO THE 7<sup>th</sup> IMPRESSION (1971) の重要性

さて、西永は論文「レオ・シュトラウスの M・ウェーバー論における『神学－政治問題』——『自然的正と歴史』*Natural Right and History* 第II章の再検討——」の第1節において、シュトラウスがウェーバー論において何を問題にしたのかを改めて問い直し、それが一般に理解されているような「価値相対主義」批判の問題ではなく、むしろ「神学－政治問題」に開かれていたことを確認している。西永にそのような研究の大胆な

方向づけを与えるうえで重要な導きになったシュトラウス自身の文章として、彼は Strauss, “Replies to Schaar and Wolin: II,” in *American Political Science Review*, 1963, pp.152-153 と、*Natural Right and History* に付された PREFACE TO THE 7<sup>th</sup> IMPRESSION (1971) の2つを挙げている。前者はウェーバーの科学者としての「神学-政治問題」への開かれた精神 open-mindedness のシュトラウスによる承認にかかわり、後者はまさに *Natural Right and History* の natural right を「自然権」や「自然法」と邦訳することを西永に疑問視させ、「自然的正」という代替案を提示せしめるに誘った最も重要な文章の1つである。

まことに残念なことではあるが、*Natural Right and History* の全訳を謳う邦訳書が、旧訳本も文庫本もいずれも、この PREFACE の邦訳を含んでいない（否、「訳者あとがき」においても「解説」においてもその存在についてさえ言及していない）。そこで以下に西永と飯島とによる拙訳を掲げて、本稿の諸問題を考える1つの手がかりにしたい。

---

#### 第7刷への序文（1971年）

\*

ほとんど言うまでもないことであるが、もしも私が本書を再び書くならば、私はそれを異なったように書くであろう。しかし私は様ざまな方面から、この書物は書かれたままでも有用であったし、そして有用であり続ける、と請け合われてきた。

私がこの書物を書いた時以降、私は、私が信じるに、「自然的正しさ〔自然的正〕と歴史 natural right and history」についての私の理解を深めてきた。このことは、第1に、「近代的自然的正しさ〔近代的自然権〕」に当てはまる。私の見解はヴィーコの『新しい科学 第2巻』*La scienza*

*nuova seconda* についての研究によって確証されたが、それ〔ヴィーコの書物〕は自然的正しさ *natural right* の再考察に捧げられており、「歴史的意識」を当然のことと受けとっている人びとによっては適正に接近され理解されてはいない。私はヴィーコについては何も書いてこなかったので、私は興味関心のある読者には、私がある間にホブズとロックについて私の論文「ホブズの政治哲学の基礎について」と「ロックの自然法の教説」の中で書いたもののみ参照させることができる；両論文とも『政治哲学とは何であるか?』(The Free Press of Glencoe, 1959)に再刊されている。私は私がホブズの論拠の神経 *the nerve of Hobbes' argument* (p.176n) について書いたものにとくに参照させる。

この10年間に、私は「古典的自然的正しさ *classic natural right*」の研究に、そしてとくに「ソクラテス」に集中してきた。私はこの主題を、1964年以降に公刊されたいくつかの書物の中で、そしてほとんど公刊の準備が整っている『クセノフォンのソクラテス』*Xenophon's Socrates* というタイトルが付された書物の中で取り扱ってきた。

私が学んできたなにごとも、「自然的正しさ」、わけてもその古典的形態におけるそれを実証主義的〔訳者註 = *politivist* を *positivist* と読む〕であれ歴史主義的 *historicist* であれ、支配的な相対主義 *relativism* よりも好ましいものとする私の傾向を動揺させることはなかった。1つの共通の誤解を避けるためには、私は、ある1つの高次の法 *a higher law* への訴えかけは、もしもその法が「自然」とは区別される「われわれの」伝統という用語において理解されるならば、たとえ意図においてはそうではないとしても、性格においては歴史主義的であるという発言を付け加えるべきである。もしも訴えかけが神法 *the divine law* へなされるならば、事情は明瞭に異なる；それでもなお、神法は自然法 *the natural law* ではない、いわんや自然的正しさ〔自然的正〕*natural right* ではない。

L. S.

1970年9月

PREFACE TO THE 7<sup>th</sup> IMPRESSION (1971) の重要性については、筆者自身がすでに『政治哲学』第12号(2012年2月)において、*What Is Political Philosophy? and Other Studies* の第VII章「ホッブズの政治哲学の基礎について」の拙訳に付した「訳者解説」の中で触れていた。PREFACEの重要性に関して、後述するように西永論文がPREFACEの最後の第4パラグラフを強調しているのとは異なり、筆者はそこではもっぱらPREFACEの第2パラグラフの重要性に、すなわち modern natural right (ヴィーコとホッブズとロックのそれ) についてのシュトラウスの理解の深まりに読者の注意を促した。そして『政治哲学とは何であるか? とその他の諸研究』(早稲田大学出版部、2014年)に付した拙稿の中でも、筆者はその点を繰り返した<sup>13)</sup>。

これに対して、前に触れた論文の中で西永は目下議論されているPREFACEの最後の第4パラグラフ全体を引用した直後に、次のように述べている。少し長いが非常に重要であるので、そのまま引用する。

ここにおいてシュトラウスは、確かに「相対主義」よりも「自然的正」を優先する性向が自分にあることを認めているが、しかしその直後に、それをめぐって一般に「誤解」があると指摘している。それは「法」にかかわる。歴史主義的な相対主義を克服するには、ある特定の伝統的な法から区別される「神法」への訴えがなされる必要があると主張されている。そして、次が決定的なのだが、神法は「自然法」から区別されている。それでは、そのようなものとしての神法が事態を変えようとはどうということか? それは神法それ自体というよりは、そのライヴァルが何であるにかかわるであろう。最終的にシュトラウスは神法を「自然的正」から区別する。このことによって彼は、自然的正の問題は神法——自然

法ではなく——との対決のなかで考えられるべきであると示唆しているように思われる。少なくとも、その問題の意味は、相対主義を超えて、自然〔ピュシス〕と法〔ノモス〕の対立との関連においてでなければ理解されえないであろう<sup>14)</sup>。

このようにPREFACEに導かれつつ、西永は次にその論文の第2節では、藤原保信のシュトラウス解釈を「ウェーバー批判との関連において」検討する。その際に彼は1985年に公刊された藤原の『西洋政治理論史』の第11章「ウェーバー」と、『政治理論のパラダイム転換』第I部「政治哲学の復権(1)——レオ・シュトラウスの場合」で展開されている藤原によるシュトラウスのウェーバー理解を丹念に読解していく。まず、前者においてウェーバーの学問論における「価値自由」を価値相対主義として批判し、そのような理解および批判がシュトラウスに依拠することを藤原が明言しており、*Natural Right and History*の第II章がそのような解釈の典拠として参照されていることを西永は確認する。次に後者では、シュトラウスの意図する政治哲学を「自然法」と関連づけ、*Natural Right and History*のタイトルの邦訳に反映させていることを西永は確認する。そして、さらに、「政治哲学の没落」の重要な要因として、とりわけウェーバーによる学問の「倫理的中立性」への要求が*Natural Right and History*の第II章で説かれていることを藤原が指摘していることを確認したのちに、西永は、そのような倫理的中立性への要求の「真の理由」を、シュトラウスは諸価値の対立・衝突を「科学」・「哲学」＝「人間の理性」は解決できないというウェーバーの「信念」に見出した、と藤原が理解していたことを確認する。しかし、藤原のこのようなシュトラウス理解はどこまで正確であったのかと、西永は問う。なかんずく、シュトラウスがウェーバーの思想の中に認識した「根本的な問い」とは、はたして藤原が主張するように、「人間理性による諸価値間のコンフリクトの解決不可能性」であったのか？

西永論文の第3節は、シュトラウスによれば、ウェーバーの中心的テーマ、本当の争点 the real issue、根本的な問い the fundamental question は、理性と啓示の対立であったことを説得的に証明している。繰り返して言えば、シュトラウスが理解したウェーバーにとっての根本的問いとは、諸価値間の衝突の人間理性による解決不可能性の問題ではなく、理性と啓示との、哲学という自由な知的探究の生と神法に服従する生との調停不可能な対立（「神がみの闘争」ではなく、神がみと人間理性との闘争）なのである。

それでは西永自身が *Natural Right and History* の邦訳のタイトルとして『自然的正と歴史』を最善であり、正しいと解釈する理由は何であろうか？ 彼はそれをはっきり明言しているわけではない。ここでは彼の論文の2箇所だけを参照しておこう。第1番目に注目したい点は、まさにウェーバー的な根本的問いである「理性と啓示の対立」すなわち「哲学的生と宗教的生との対立」において、哲学が啓示の可能性を承認せざるをえないという事実から、哲学は「唯一必要なこと one thing needful」ではないかもしれないことを、シュトラウスとともに確認した西永は、まさにここでシュトラウスが「正 right」の問題を挿入していることを指摘する。そして西永はシュトラウスから次の文章を引用する。「啓示が可能であることを認めることは、哲学的生が必ずしも明らかには正しい生 *そのもの* the right life というわけではないことを認めることを意味する。哲学、すなわち人間としての人間にとって利用可能な明らかな知識の探求に捧げられた生は、それ自体、明らかではない、恣意的な、あるいは盲目的決断に依拠するであろう」。そしてここから一気に西永は、彼の論文のタイトル（レオ・シュトラウスの M・ウェーバー論における「神学－政治問題」）へ上昇するのである。

シュトラウスにとって自然的正 natural right とは、哲学（知を愛すること）——人間が自然的力によって、神的啓示によって支援されない自律的な理性によって、真理を探求する生き方が正しい生であるかどうか

という問いそのものである。そして彼はウェーバーの思想のなかに、正しい生き方をめぐる理性と啓示との、自由な哲学的生と啓示された神法への服従的——そしてこの意味において神学-政治的——生との架橋不可能な対立の問題を見出したのである<sup>15)</sup>。

第2番目の参照箇所は西永論文の第4節の末尾である。そこにおいて、西永は英語版『スピノザの宗教批判』に付されたシュトラウスの精神的自伝でもある PREFACE を参照しつつ、近代における哲学と啓示の対決の遂行された水準を問いつつ（すなわち、理性による宗教批判は本当にラディカルであったのかと問いつつ）、それが知的誠実性や意志の行為からのものであるかぎり、それは「キリスト教神学によって解釈されるものとしての聖書信仰の世俗化されたヴァージョン」であるとするシュトラウスの見解を確認する。そしてさらに、シュトラウスに依拠しつつ、哲学と神学との間の「世俗的」闘争は、したがって、知的なものではなく道徳的なものでしかなかったのだから、「理性の自己破壊は、前近代的合理主義から区別されるものとしての近代的合理主義の不可避的所産ではないか」というシュトラウスの疑いを紹介したあとで、西永は *Natural Right and History* における第II章から第III章への移行・展開の必然性の問題へ上昇して、次のように美しく述べている。

〔理性の自己破壊が、前近代的合理主義から区別されるものとしての近代的合理主義の不可避的所産＝筆者による補い〕だとするならば、哲学と啓示の、自然的正と神法の対決は継続されるべきものとして、より正確に言えば反復されるべきものとして放置されている。いや、シュトラウスはそれを彼が理解するものとしての真の審級に差し戻す。『自然的正と歴史』が第II章で終わらないのはそのためである。哲学の可能性を、そしてそれによって自然的正という問いの可能性を開くために、近代以前の思想へと、哲学のアイデアへと、回帰することによって。表面に戻る

ことはそこに留まることを意味しない。洞窟に戻ることに太陽を見ないことを意味しないように<sup>16)</sup>。

このセクションにおいては、*Natural Right and History* の邦訳のタイトルとして『自然的正と歴史』を最善であり、正しいとする西永論文を検討した。その過程で PREFACE TO THE 7<sup>th</sup> IMPRESSION (1971) の重要性を再確認した。われわれはまた、西永論文が、シュトラウスによるウェーバー解釈についての（藤原保信によって代表されるような）理解に大きな修正を迫ることを指摘しただけでなく、さらにまたその論文が、*Natural Right and History* が第 II 章（ウェーバー論）では終わらずに、第 III 章 The Origin of the Idea of Natural Right 「自然的正のアイデアの起原」へと書き継がれなければならない著述の論理の必然性 *logographic necessity* を説明する 1 つの試みであることも指摘した。

### 3. 精神の開放性 *open-mindedness* とシュトラウスの「歴史」への回帰

シュトラウスのウェーバー解釈に関する「師」の理解への追従から「弟子」を覚醒させ、さらには彼をして『自然権と歴史』というタイトルの定着化に抗して『自然的正と歴史』という代替のタイトルを提案させるきっかけとなったシュトラウス自身のいま 1 つ重要な文書は、シュトラウスの "An Epilogue" が所収されている H・J・ストーリング編『政治の科学的研究についての諸エッセイ』*Essays on the Scientific Study of Politics* (1962 年) に対するジョン・H・シャルとシェルドン・S・ウォーリンの批評へのシュトラウスのリプライであった。そこから西永は次の 1 箇所を引用している。マックス・ウェーバーは、「〈啓示〉*Revelation* の可能性を真摯に受けとった；ここから、彼の諸著述は、科学 *science* それ自体を扱う諸著述でさえ、そしてとくにそれらこそ、顧慮されるべき深さと主張

a depth and a claim を所有している。それを、私が信じるに、私は適正に承認していた；私はあえてこう言う。この特殊な開かれた精神性 open-mindedness が、究極的に、なぜ彼が新しい政治科学者ではなかったかの理由であった、と（『自然的正と歴史』、73 - 76 を参照せよ）<sup>17)</sup>。

ここでは西永が目した「開かれた精神性 open-mindedness」の問題に簡単に触れたい。まず、シュトラウスはウェーバーの開かれた精神一般について言及しているのではなく、「この特殊な開かれた精神性」に言及しているのである。その含意の1つは、ウェーバーはその他の重要な問いには必ずしも十分には精神を開いていなかった可能性もあるかもしれないということであろう<sup>18)</sup>。次に、シュトラウスは、いくつかの点で、トゥキユディデスと何人かの思想家、なかんずく、ソクラテス（あるいはマキアヴェッリ）とを比較している<sup>19)</sup>。たとえば、『都市と人間』(*The City and Man*) の第Ⅲ章の中で、戦闘終結後の戦場における味方の戦死者の亡骸の収集という「人間味あるしきたり」へのトゥキユディデスの興味関心は、A・W・ゴム (Gomme) のような近代の「科学的歴史家」にとっては「奇妙な関心」でしかないかもしれないが、「〈正しさ〉 Right と〈強制〉 Compulsion という根本的争点に対する」哲学的歴史家 philosophic historian トウキユディデスの興味の必然的帰結である、とシュトラウスは指摘して、「われわれはここでも再びトゥキユディデスが『科学的歴史家』よりも開かれた精神の持ち主である、あるいは『科学的歴史家』よりも当然視することが少ないことを見る」と結論づけている<sup>20)</sup>。ただし、この直前でシュトラウスが、「メロス島へのアテナイの使節たちの——あるいはソクラテスの——観点からすれば、死骸の運命はまったくどうでもよい事柄であろう」<sup>21)</sup> と述べている事実も忘れるべきではない。

もしも重要な争点に関して当然視することが少ないことが「開かれた精神」の不可欠の要素の1つであるとするならば、シュトラウスの主著の邦訳のタイトルに関する藤原の未決着の態度や、マイモニデスの主著の英訳のタイトルに関するシュトラウスの未決着の態度は、両者ともにまさに「あ

る特殊な開かれた精神性」という観点から評価されるべきではないだろうか。藤原の場合には、rightを「法」と訳出するのはきわめて問題があることは十分承知していたが、それでもなお*Natural Right and History*を読めば読むほど、少なくともrightを「権利」として訳出するのを当然視することはできなかったのであり、本書を自然権思想の復権を望む書物として世の中に紹介する場合の危険よりも、あえて「自然法」を前面に出すほうが本書の意図を世の中により正しく伝えると解釈したのではないのか。『自然法と歴史』という邦訳のタイトルが本書の内容を完全に正しく伝えるものではないとしても、『自然権と歴史』という邦訳のタイトルよりも正しいように藤原には思われたのではないのか、否、もっと正確に述べれば、より間違いが少ないのである、と。

シュトラウスの場合には、同時代人の書物を英語訳するのではないから著者本人に著作の意図を確認する方法はなかった。マイモニデスの主著はるか遠い昔にすでに著述され、いくつかの言語に翻訳された書物である。原典とそれらの翻訳資料は古びて保存状態がきわめて劣悪である。しかしそれにもかかわらず、未来に、原典に関して新しい発見があるかもしれない可能性は絶無ではないであろう。筆者は本誌の前号で次のように書いた。「生前のシュトラウスは、マイモニデスの主著がシカゴ大学出版(1963年)からシュローモ・ピネスによって翻訳されて、Moses Maimonides, *The Guide of the Perplexed*として刊行された折に、4半世紀に及ぶその著書についての彼自身の研究成果である、“How to Begin to Study *The Guide of the Perplexed*”というタイトルの序論的論文をその翻訳の前に付した。しかし、シュトラウス自身が1巻に纏めて刊行した『迫害と著述の技法』の第3章のタイトルは“The Literary Character of the *Guide for the Perplexed*”であった」<sup>22)</sup>。

管見のかぎり、シュトラウスが『迫害と著述の技法』の第3章で用いたタイトルを公式に撤回ないし修正したという事実を知らない。それにもかかわらず、ユダヤ学の、なにかんづくモーゼス・マイモニデス研究者

の第1人者ケネス・ハート・グリーン (Kenneth Hart Green) がシュトラウスによるマイモニデス関連の講演や論文を編集した*Leo Strauss on Maimonides: The Complete Writings* (University of Chicago Press, 2013) に、問題となっているシュトラウスの論文を“The Literary Character of *The Guide of the Perplexed*”というタイトルに変更して収録したことは、編者としての越権行為ではないかというのが、筆者の評価であったし、そして今でもその評価は変わっていない。

われわれすべては、シュトラウスが晩年、マイモニデスの主著の英語のタイトルとしては (*The*) *Guide for the Perplexed* よりも *The Guide of the Perplexed* を好んでいたことを知っている。それにもかかわらず、否、そうであるからこそ、シュトラウスが自分自身の手で前者の英語のタイトルは不適切であると公的に修正していないかぎり、それはそのまま保存されるべきなのである。シュトラウスの煮え切らない態度はむしろ、この争点をめぐる1人の学者としての open-mindedness の1つの証しであったとも解釈しうるであろう。

もしかするとさまざまな種類の「開かれた精神」はそれぞれすべてのひとに同じ程度に開かれているわけではないかもしれない。しかし、精神の眼ではなく、肉眼をもってさえいけば、そしてそれを見開きさえすれば見えてくるシュトラウスのメッセージが *Natural Right and History* への PREFACE にはさらにいくつか含まれている。たとえば、シュトラウスが本書を公刊後にその理解を深めたのは、“natural right”についてだけではなかった。彼は“natural right and history”についての彼の理解を深めてきたと信じていると主張していた。これはいったい何を意味するのか？ とくに、この場合の“history” (の理解) とは何を意味するのか？ 1953年に本書を出版する前にも、シュトラウスはすでにたとえば、後に『政治哲学とは何であるか？とその他の諸研究』(1959年)にも再収録される秀逸な論文“Political Philosophy and History”を1949年には公刊していたではないか？ すなわち、本書を出版する時点で、シュトラウスは natural

right と history および両者の関係についてすでに一定の深い理解をもっていたはずである。1971年のPREFACEによれば、natural rightに関しては、近代的形態のそれはヴィーコ、ホッブズ、およびロックを中心に、そして過去10年間にわたり古典的形態のnatural rightについては「ソクラテス」、なかんずくクセノフォンの著述を通してシュトラウスは研究してきた。それでは、historyに関してはどうか？それらの過去の思想家たちのnatural rightについての教えを研究することが、同時にhistoryそのものを研究することを意味するのだろうか？多くの疑問が残るだけだが、ここでは、それにもかかわらず、确实であると思える2点だけを書きとめておこう。

第1に、筆者が繰り返し指摘しているように、シュトラウスの書物は『AとB』という2項対立的なタイトルをもつものが多い。これには、ある研究対象X、たとえば「平和」の自然本性natureの正しい理解は、その反対のもの、この例では「戦争」の自然本性の正しい理解なしには獲得されえないというシュトラウスの理解が対応している。「病氣と健康」、「男と女」、「文明と野蛮」、「運動と静止」、「生と死」、「悲劇と喜劇」、「信仰と不信仰」、「正義と不正義」……。しかしそうであるならば、今日、natural rightを正しく理解するためには、それが、シュトラウス自身も承認しているように、2つの学派の諸原理によって反対・拒絶されているからには、2項対立的タイトルで十分なのであるか。「実証主義は必然的に歴史主義へと変容する」<sup>23)</sup>。言い換えれば、*Natural Right and History*のタイトルの中のhistoryは、ある意味では、natural rightに対立するもの、反対するもの、それを隠すもの、すなわち、歴史主義を象徴するものではないのか。歴史主義の欠陥、すなわち、歴史主義による「歴史」の理解の不十全さ、不十分さを明らかにするためにも、natural rightについての自らの理解を深める途上においてシュトラウスは同時に「歴史」へ、歴史研究へ再び帰っていかねばならなかったということを言おうとしているのではないか。

第2番目に確実に指摘できる点は、現在われわれが使っている政治哲学

の用語の多くが継承され、受け継がれた inherited もの、すなわち、そのオリジナルな意味の歴史的「変容」transformation の所産であるというシュトラウスの理解である。デイヴィッド・ヒュームの認識論を手がかりに、シュトラウスは、これを「犬」についてのわれわれの idea がいつの時代においても first-hand impression の所産であるのに対して、たとえば、近代的「国家」state の idea は、古代の city (ポリス) の idea の存在とその正しい理解を前提しないでは十全でありえないと指摘している<sup>24)</sup>。「政治哲学史の学徒とは区別される」現代の政治哲学の学徒は、健全な時代であるならば不必要であったであろう、「歴史」研究に、「諸イデアの歴史」研究に真剣に従事しなければならない。こうして、政治哲学の歴史の研究は哲学的意味を帯びることになる。シュトラウスはここでも歴史へ回帰していく必要があるのである。

The problem of natural right is today a matter of recollection rather than of actual knowledge. We are therefore in need of historical studies in order to familiarize ourselves with the whole complexity of the issue. We have for some time to become students of what is called the “history of ideas.”<sup>25)</sup>

#### 4. natural right のライヴァルとしての the divine law について

西永論文が、シュトラウスが格闘した natural right の問題は、そのライヴァルである the divine law との対決の中でしか正しく理解されえないと指摘していたことは既述のとおりである。ここでは、シュトラウスの政治哲学の歴史研究の1つの成果、すなわち、「自然法について」という論文を瞥見することによって、西永の解釈がそれなりの妥当性をもつことを示したい。

シュトラウスは、10のパラグラフから成るその論文を、多くの世紀にわたって支配的な西洋政治思想の基礎であった自然法は、ローマ・カソリック教徒たち以外のすべての学徒によって今日拒絶されており、その拒絶の2つの根拠は実証主義の諸原理と歴史主義の諸原理（とそれらの混合）とである、という彼のあまりにも常套的表現をもって開始している。したがって、自然法は今日第1次的には歴史的テーマ以上のものではない。第2パラグラフの次の箇所はわれわれの目的にとって引用する価値がある。

By natural law is meant a law which determines what is right and wrong and which has power or is valid by nature, inherently, hence everywhere and always. Natural law is a “higher law” but not every higher law is not natural. The famous verses in Sophocles’ *Antigone* (449-460) in which the heroine appeals from the man-made law to a higher law do not necessarily point to a natural law; they may point to a law established by the gods or what one may call in later parlance a positive divine law. The notion of natural law presupposes the notion of nature, and the notion of nature is not coeval with human thought; . . . Nature was discovered by the Greeks as in contradistinction to art (the knowledge guiding the making of artifacts) and, above all, to *nomos* (law, custom, convention, agreement, authoritative opinion). In the light of the original meaning of “nature,” the notion of “natural law” (*nomos tēs physeōs*) is a contradiction in terms rather than a matter of course. The primary question concerns less natural law than natural right, i.e., what is by nature right or just: is all right conventional (of human origin) or is there some right which is natural (*physei dikaion*)? . . . The precise issue concerned . . . the status of that right which is universally recognized: is that right merely the condition of the living together of a particular society, *i.e.* of a society

constituted by covenant or agreement, with that right deriving its validity from the preceding covenant, or is there a justice among men as men which does not derive from any human arrangement? In other words, is justice based only on calculation of the advantage of living together, or is it choiceworthy for its own sake and therefore “by nature”?<sup>26)</sup> (下線は筆者のもの)

さて、ソクラテス以前には「普遍的に承認される正しさの地位」をめぐる争点に関して2つの可能な答えがあったが、それを知るためのわれわれの情報は断片的であるか、それとも後代の報告によるしかないか、シュトラウスは述べるだけで第2パラグラフを閉じている。そして、第3パラグラフと第4パラグラフにおいてはシュトラウスがそれぞれもっぱら natural right についてのプラトンとアリストテレスの教えを議論している点と、そこで議論されている natural right の内実は正しい生き方、正義をめぐる議論である点を確認しておこう。そして、第5パラグラフの冒頭でシュトラウスは次のように述べる。「自然法はストア主義において初めて1つの哲学的テーマとなる。それはそこにおいて第1次的には道徳哲学ないし政治哲学のテーマではなく自然学 physics (宇宙の科学) のテーマとなる」<sup>27)</sup>。

繰り返しておこう。道徳哲学あるいは政治哲学としての natural right、少なくともその古典的形態におけるそれは、正しい生き方そのもの the right way of life が、conventional なものであるのか、それとも普遍的に承認される正しい生き方、すなわち、「ここ」と「いま」を超える、自然的な正しさをめぐる問いであった。それは(時間的にも、重要性においても、そして尊厳においても)第1次的には「自然的」権利の問題ではなく、「自然的」正しさをめぐる問いであった。

それでは「正しい生き方そのもの」をめぐる哲学(者)と divine law との対決はどうであろうか。われわれはソフォクレスの『アンティゴネー』(449-460)へのシュトラウスの言及の文脈において、a law established by

the gods と a positive divine law という表現が使われている点に当然注目すべきである<sup>28)</sup>。人間は正しい生き方に、(1) ピュシス (nature= 自然) によって導かれるべきか、(2) ノモス (convention)、すなわち人間たちの間の合意によって導かれるべきか、それとも (3) 神 (がみ) によって導かれるべきか？

哲学が対決しなければならない神法の問題を考える場合に、われわれはソクラテスの最期によって、すなわち、彼がアテナイの神がみを信ぜず、新しい神を導き入れ、そして若者たちを墮落させたという罪でアテナイの市民たちによって死罪となった事実によってあまりにも圧倒されないように注意すべきであろう。というのも、いかなる神が存在するかがまず大問題であるからである。この関連においては古代ギリシアにあって、神がみの統治する範囲を基準にするならば、少なくとも 4 種類の神がみが存在したと信じられていた事実を忘れるべきではないであろう。すなわち、(1) 家いへの神がみ、(2) それぞれのポリスの神がみ、(3) ギリシアの神がみ (オリュンポスの神がみ)、そして (4) 全人類に共通の神がみ (太陽、月、山、海、大地その他の神がみ) の 4 種類である。哲学者の観点からすれば、言い換えれば、natural right の観点からすれば、これらの神がみの法は、正しい人間の生き方を支持するか、否か、それとも人間的事柄には無関心であるかが最大の争点である。しかし、そもそも the divine law とは何であるのか？ 哲学者の理解する divine law と、一般に受け入れられている divine law とは同一であるのか、それとも差異があるのか？ もし両者が異なるとするならば、2つの divine law はわれわれの正しい生き方に、正義に、それぞれどのような意義をもつのか？ 2つの divine law は相互にどのような関係があるのか？

これらはあまりにも複雑で大きな問題群であるので、ここでは『都市と人間』において『ペロポネソス人たちとアテナイ人たちの戦争』を解釈しつつ、シュトラウスが、「運動と静止との相互作用〔相互の戯れ〕」としての「神法」というトゥキユディデス自身の理解を示している点と、その

ように理解された「厳格な意味における神法」と、「通常理解における神法」とがどのように関係するのかという問いの光のもとにトゥキュディデスの作品を研究しなければならないと主張している点だけに読者の注意を喚起しておこう。

*If motion and rest are the most ancient things, they will transcend or comprise the gods. . . . His archeology leaves one wondering whether the gods could have been anything for him but immensely magnified barbarians of the remote past. If this should prove to be correct, the divine law to which he refers so powerfully cannot be a law laid down by any god; its origin and hence its essence becomes altogether obscure. If however the divine law properly understood is the interplay of motion and rest, one must study his work in the light of the question of how that divine law is related to the divine law in the ordinary understanding.*<sup>29)</sup> (イタリックスは引用者のもの)

シュトラウスの政治哲学について論じるすべてのひとが、彼にとって「神学－政治的問題」が生涯にわたって唯一の問題 *the problem* であり続けたことを知っている。しかし、(さまざまな) 神法との、あるいは神的なもの *the divine* との対質なくして、哲学者にとってその問題はアクチュアルなものとは成りえないことを知っているひとはどれだけいるのだろうか? いわゆる「ユダヤ人問題」はたしかに「神学－政治的問題」を現代世界において最も鋭く象徴するものであり続けているが、「神学－政治的問題」はシュトラウスにとってもすべての思考するひとにとっても「ユダヤ人問題」には収斂されないはずである。『都市と人間』を閉じるにあたって、シュトラウスが「哲学的歴史家」トゥキュディデスの章を次の文章で閉じているのは、彼の「ある特殊な開かれた精神性」を示すものであろう。

For what is “first for us” is not the philosophic understanding of the city but that understanding which is inherent in the city as such, in the pre-philosophic city, according to which the city sees itself as subject and subservient to the divine in the ordinary understanding of the divine or looks up to it. Only by beginning at this point will we be open to the full impact of the all-important question which is coeval with philosophy although the philosophers do not frequently pronounce it--the question *quid sit deus*.<sup>30)</sup>(下線は引用者のもの)

## 5. 聴衆の多様性、読者の多層性、そして用語の多義性（あるいは訳者の責任）

シュトラウスの *Natural Right and History* はもともとシカゴ大学における一連の講演がその原型であった。すなわち、彼は一群の聴衆に向かって語りかけた、つまり口述したのである。いつ、どこで、誰に、何について、なぜ、そしていかなる仕方でも語り手が口述するのは重大な問題である。シュトラウスが語りかけた聴衆の量と質はどうであったろうか？（彼の講演が共産圏の大学でなされることは論外であった。）ドイツ観念論の圧倒的影響のもとに「歴史的意識」に慣れ親しんだドイツの思想界に向かってではなく、natural right の思想がなおも生き続けているように思われるアメリカの大学でこのテーマについて講演できたのは、ある意味で、彼にとって幸運であったかもしれない。しかし、彼はそれらの聴衆が多様であること、すなわち、アメリカの一般民衆はともかくとして、社会学者の中にはすでに第2次世界大戦の戦敗国の学問的精神的影響下にある人びとが多く存在していることも知っていた。合衆国の独立宣言の諸命題を自明である self-evident とはみなさない知的に洗練された聴衆もいたのである<sup>31)</sup>。

さて、真理の伝達の仕方における口述（講演や講義も口述の1形態である）

と著述とはそれぞれのメリットとデメリットがある<sup>32)</sup>。ここでは真理の探究とその伝達における著述の口述に対する優位性についてのみ考え、それらを指摘しておく。講演は通常1回限りであり、真理はそれがなされた場所に居合わせることでできた幸運な人びとにしか届かない。しかも、多くの場合に、講演者の語る言葉を理解できる人びとにしか届かない。真理は口から耳を介して伝達される。他方において、著述された講演は、まずそのような時間的制限を超えて、いわば未来の読者と（同一の）読者の未来とに開かれており、それがさらに翻訳される（少なくとも人間的に可能かぎり精確に翻訳される）ならば、言語と空間との壁を超えてグローバルに読みつがれる可能性にも開かれている。真理は手から目を介して伝達される。

口述に対する著述の相対的優位性は、しかしながら、読者は同じ書物を何度も繰り返し読むことができる、そしてこのゆえに何度も熟慮・反省することができるという点に存するであろう。すなわち、注意深い読者の理解力は進歩する可能性に開かれている。その含意の1つは、著者にとって理想的な第1次的な読者、名宛人とは、彼女の著書を何度も開く時間をもつ若い人びとであるという点である——ソクラテスの理想的な話し相手が老人ケパロスではなく、グラウコンやアデイマントスのような若者であったように（死を間近に控え死後の世界に心を奪われる老人には宗教教育が必要であろうが、liberal education が意味をもつのは若者に対してだけであろう）。

著者にとっての一縷の希望である、若い読者の読解能力（学習）における進歩・前進、すなわち、眼差しの上昇に関連して、ここでも『都市と人間』に触れたい。シュトラウスは『ペロポネソス人たちとアテナイ人たちの戦争』の著者にとっての第1次的名宛人たちとは「未来の何世代ものニキアスたち」であると解釈しているが、しかし、彼らの中に「ニキアス」を超えて、その眼差しをもっと高く掲げる者がでてくることをトゥキュディデスとともに期待している。

ニキアスの独自の意義は、彼は大胆さの都市にあって節度の優れた代表者であるという事実に存する。自らの軍事的名声と縁起 omens とに関心をもつ敬虔な紳士の将軍としてニキアスはまた、その作品がなかならず戦争と縁起を取り扱っているトゥキュディデスによって第1次的に名宛されている読者たちの種類 class を代表している（中略）；その作品が最も善く理解されるのは、ひとがそれを未来の何世代ものニキアスたちに、彼らの都市の潜在的大黒柱たちに第1次的に名宛されているものとして読む場合である、彼らはもちろん、あのように数多くの戦闘ならびに縁起のゆえにあのように偉大であった最大の戦争についての説明に魅了されるであろう。それらの第1次的な名宛人たちの中には、ニキアスを超えて彼らの視界を上げることすなわち上昇することを学ぶことのできる者がいるであろう。その上昇は第1に、ニキアス以外の男たちについての、すなわち、テミストクレス、ペリクレス、ブラシダス、ペイシストラトス、アルケラオス、ヘルモクラテス、およびアンティフォンについてのトゥキュディデスの明示的な賞賛によって導かれるであろう（中略）。しかしそれはさらにまた最終的には、デモステネスとディオドトスについての、沈黙のうちにのみ伝達されるトゥキュディデスによる賞賛によって導かれるであろう<sup>33)</sup>。

このようにして、真理の伝達、普遍的なものの伝達は、著者の側からの、あるいは読者の側からの一方的な努力、営為としてではなく、著者と読者との協働的営みとして遂行されるコミュニケーションなのである。すなわち、著者による教えること teaching と読者による学ぶこと learning は、「一定の種類 of 文字を媒介とする教育 literate education of a certain kind」として遂行される liberal education、つまり「文字における in letters あるいは文字を介した through letters ある種の教育」なのである<sup>34)</sup>。「知恵の何たるかを読むことによって学べ」という大カトーの格言は今に真理であ

る。

しかし、人間は必ずしも同国人、同郷人の思想によってのみ教育されてきたわけではない。留学をしなくても、外国語が読めなくても、翻訳された書物を読むことによってわれわれは多くの海外の知識を獲得することができる。こうして翻訳者の役割、責任の重要性が強調されることになる。翻訳をめぐるのは、意識が良いか、直訳（逐語訳）が良いか、などいろいろ問題がある。しかし、哲学書に求められる唯一の美德は真理の探求という目的に資するための正確な訳である。一度翻訳された書物が、再度同一の訳者によって改訳されたり、あるいは、別の訳者によって新訳されて出版されている事実は、訳者の側における訳出された書物についての理解の可能性を証明するものであろう。ここで「可能性」と断ったのは、より後に現れた新しい翻訳が前に現れた古い翻訳よりも優れている、すなわち、より正確であると保証はないという点に注意を促すためである<sup>35)</sup>。改訳あるいは新訳には訳者の翻訳力の高まりが反映されているだけでなく、取り上げられた著者についての各国における研究ないし理解の深まりと広がりも反映されていることも期待される。わが国における 2010 年代のシュトラウス研究の水準が 1980 年代のそれよりも進歩していることは、シュトラウスの翻訳書や彼についての研究書が刊行されるようになっただけでなく、西永論文の出現 1 つをとっても明らかである。

*Natural Right and History* をめぐるシュトラウス自身の著述の技法に関して一言述べるならば、PREFACE TO THE 7<sup>th</sup> IMPRESSION において modern natural right について彼の理解が深まったことを知ってもらうために読者に参照を促している論文の 1 つは、彼の「ロックの自然法の教説」であった。その論文においてシュトラウスは、ロックが「道徳法」としての「自然法」と「物理的法則」としての「自然法則」とがともに英語で同一の natural law という用語で表現されるという曖昧な点を巧みに利用して、自己の思想を滑り込ませていったことを見事に論証している<sup>36)</sup>。*Natural Right and History* それ自体においてシュトラウスは natural

right という英語が、「自然権」(自然的権利)と「自然的正しさ」(自然的正)との2つの異なった idea (アイデア) を表現しているという曖昧な点を巧みに利用して、natural right (の歴史) について自己の精確な理解を忍び込ませることを試み、そしてそれにかかなりの程度成功したと言えるであろう。ここに natural right についての精確な理解とは、シュトラウス自身の独断と偏見に基づく知見ではなくして、政治哲学の歴史についての彼の長期にわたる粘り強い集中的な研究の成果であった。哲学者の観点からすれば、natural right の始原的意味は、the right way of life は哲学的生であるのかという問いであったという哲学史的(再)発見であった。“Natural right” is an ambiguous term.

最後に、*Natural Right and History* をめぐるシュトラウス自身の読解の技法に関して一言述べるならば、注意すべきは、本稿の第1セクションで検討したシュトラウスの「自然法について」論文も示しているように、シュトラウスがホッブズの政治哲学の「新しさ」を発見しえたのは、まさに、自然法という伝統的教えの中に、自然法の歴史の中に、それをおいて考察したからであるという事実である。このことの含意の1つは、ホッブズの使用する natural right という用語はたしかに「自然的権利」=「自然権」を意味するものであり、そしてそれは近代政治哲学の出発点の1つではありえても、what is by nature right = natural right の諸アイデアをめぐる思索の伝統ないし歴史の出発点ではないということである。近代人には近代のほんとうの新しさが理解できないのである。

(政治) 哲学の歴史の叙述にかぎらず、およそあらゆる歴史叙述において最も困難で重要な問題は、「いかなる観点」・「誰の観点」から対象を眺め、評価し、そして記述するのかという問題である。周知のように、シュトラウスはマキアヴェッリの哲学の新しさを理解するためには、マキアヴェッリをマキアヴェッリの後から(すなわち、近代や現代の観点から)見るのではなく、マキアヴェッリの前から(すなわち、古代や中世の観点から)見なければならぬと主張していたのである<sup>37)</sup>。もしもシュトラウスの

*Natural Right and History* が natural right の諸アイデアの歴史 “History of Ideas of Natural Right” としても読解可能であるとするならば、その場合には、本書の第 III 章（と第 IV 章と）をホッブズの近代的 natural right の理解を出発点にして、すなわち natural right = 自然権であると想定して、読み始めることは厳に慎むべきであろう。当然視することを少なくして、すなわち、精神を開いて、第 III 章を読み始めるならば、その章の表題の中の “natural right” も、その章の第 1 センテンスの “natural right” も、「自然的正しさ（自然的正）」として読解することが可能である、否、そのように読解することが必要であり、望ましくさえあることもみえてくるのではないであろうか。というのも、その第 1 センテンスは、To understand the problem of natural right, one must start, not from the “scientific” understanding of political things but from their “natural” understanding. . . . という文章で開始しているからである。natural right の問題への（近代的）「科学的」政治哲学の唱導者ホッブズ的アプローチは峻拒されねばならない。

これらのシュトラウスの著述の技法と読解の技法とを総合して勘案するならば、シュトラウスにおいて、modern natural right の伝統は、一方において、伝統的 natural law の近代的「変容」として解釈することが可能であり、その伝統はまた、他方において、より根本的には、(classic) natural right の近代的「変容」としても解釈することが可能である、否、そのように解釈する必要があるのである。

## 6. 結論

本稿においては、シュトラウスの *Natural Right and History* の邦訳のタイトルとして3つのライヴァル候補が存在することを確認すると同時に、それぞれの邦訳のタイトルを正当化する根拠を検討した。もちろん、翻訳のタイトルは原著のタイトルの直訳でなければならないという鉄則は

ないが、本書の場合、natural right という用語は本書の内容を示す鍵となる用語であるだけでなく、おそらくシュトラウス政治哲学の全体、否、彼の哲学そのものといってもよいほどの重要性を有する用語である。したがって、本書の邦訳のタイトルは natural right によってシュトラウスが何を根本的問題として議論しているかを最低限示すものである必要がある。本稿における考察によって筆者は、『自然法と歴史』、『自然権と歴史』、および『自然的正（自然的正しさ）と歴史』の中では、最後に登場した邦訳のタイトルへの選好を表明した。

#### 注

- 1) Moses Maimonides, *The Guide of the Perplexed*, trans. Shilomo Pines (University of Chicago Press, 1963), vol. 1, p.5.
- 2) Leo Strauss, "How to Study Medieval Philosophy" in *Leo Strauss on Maimonides: The Complete Writings*. Edited with an Introduction by Kenneth Hart Green (University of Chicago Press, 2013), p.109.
- 3) 藤原保信『政治理論のパラダイム転換——世界観と政治——』（岩波書店、1985年）、8頁と18頁を参照せよ。なお、*Natural Right and History* の部分訳が谷川昌幸訳「自然法と歴史（一）」『同志社法学』（1976年）142号、「自然法と歴史（二）」（1976年）143号として発表されていたことを藤原はもちろん知っていた。
- 4) 西永亮「レオ・シュトラウスのM・ウェーバー論における『神学－政治問題』——『自然的正と歴史』*Natural Right and History* 第II章の再検討——」『政治哲学』第16号（2014年、2月）、18-36頁。なお、この論文は、前年の2013年9月14日（土）北海道大学で開催された「第23回政治哲学研究会」における西永の同一のタイトルでの報告を敷衍したものである。*Natural Right and History* を『自然的正と歴史』としてわが国において一貫して紹介し続けているのは中金聡である。たとえば、M・オークショット『リヴァイアサン序説』（法政大学出版局、2007年）の訳者である中金聡の「解説 ホップズとオークショット」（232-233頁など）や、中金聡「快樂主義と政治——レオ・シュトラウスのエピクロス主義解釈について——」『政治哲学』第9号（政治哲学研究会、

2010年)、63-64頁、77-79頁、78頁の注26、および90-91頁などを参照せよ。さらに、拙稿「グローバリゼーションは哲学の『普遍化』に寄与しうるか？——レオ・シュトラウスを導きにして——」『アルケ』第22号(関西哲学会、2014年)も *Natural Right and History* を『自然的正と歴史』として言及している。ただし、中金も飯島もその時点では、その邦訳のタイトルが『自然権と歴史』や『自然法と歴史』よりも優れている、あるいはより正確であることを説明ないし証明しようと試みてはいない。対照的に、西永論文の独自性と重要性とはまさにそれを試みている点であり、しかも本書全体の検討からではなく、その第II章の精緻な分析のみからそうしている点である。

- 5) 中金聡「[解説] ベルトラン・ド・ジュヴネルの政治哲学」、中金聡・関口佐紀訳、ベルトラン・ド・ジュヴネル『純粹政治理論』(風行社、2014年)、319頁。
- 6) 太田義器「ブーフンドルフの自然法について」、飯島昇藏・中金聡・太田義器編著『「政治哲学」のために』(行路社、2014年)、239頁。
- 7) Leo Strauss, "On Natural Law," in his *Studies in Platonic Political Philosophy* (University of Chicago Press, 1983), pp.137-146 (reprinted from *International Encyclopedia of the Social Sciences*, D. L. Sills ed., Crowell Collier and Macmillan, 1968, vol. 2, pp.80-90).
- 8) 塚崎智「訳者あとがき」、レオ・シュトラウス『自然権と歴史』(昭和堂、1988年) 404-405頁；『自然権と歴史』(ちくま学芸文庫、2013年)、486-487頁。
- 9) 石崎嘉彦「訳者あとがき」(昭和堂、1988年) 403頁；(ちくま学芸文庫、2013年)、484-485頁。
- 10) 塚崎智「訳者あとがき」、(昭和堂、1988年) 405頁；(ちくま学芸文庫、2013年)、487頁。
- 11) 添谷育志・谷喬夫・飯島昇藏訳、レオ・シュトラウス『ホップズの政治学』(みすず書房、1990年)、ii頁。
- 12) Leo Strauss, "PREFACE TO THE 7<sup>th</sup> IMPRESSION (1971)" to his *Natural Right and History* (University of Chicago Press), p. vii. "politivist"を"positivist"と読むという判断は、シカゴ大学のネイサン・タルコフ教授に従ったものである。この誤植 misprint に関するタルコフと飯島の e-mail の情報交換(2014年5月初旬)は西永によっても確認された。また拙訳にあたっては厚見恵一郎早稲田大学教授から貴重な示唆をいただけたことに感謝する。
- 13) 拙稿「訳者解説：『古代人たちと近代人たちの論争』の緊急性の再発見とその

論争の公平な遂行とのために——One cannot ignore Strauss with impunity——『政治哲学』第12号（政治哲学研究会、2012年、2月29日）、24-27頁、および拙稿「『政治哲学とは何であるか？とその他の研究』の完全邦訳の意義」、飯島ほか訳『政治哲学とは何であるか？とその他の研究』（早稲田大学出版部、2014年）、とくに350-359頁を参照せよ。なお、*Natural Right and History* についての藤原の解釈のみならず、シュトラウス政治哲学全体についての藤原の解釈の問題性を示唆すべく、拙稿「シュトラウス——著者の責任と読者の責任と——」岩波講座『政治哲学』4（岩波書店、2014年）の「参考文献」に、“PREFACE TO THE 7<sup>th</sup> IMPRESSION (1971)”と、藤原保信「レオ・シュトラウスのこと」、『学問へのひとつの道——働くことと学ぶこと』（私家版、1995年）を挙げておいた。

14) 西永、前掲論文、21頁。

15) 西永、前掲論文、30頁。ここで西永が「神学-政治的」生を啓示に導かれた信仰者の生、神学の領域にのみ妥当するような表現をしている点には筆者は同意しえない。この点は、西永だけでなくわれわれすべてが、スピノザの主著の1つのタイトルにヒントえてシュトラウスによって命名された「神学-政治的」問題の内容を正しく理解しているかに関連する重要な点である。シュトラウスにおける「神学-政治的問題」についての最も簡潔な説明として、ネイサン・タルコフとトマス・パンゲルの共著論文「レオ・シュトラウスと政治哲学の歴史」から以下を引用しておこう。「プラトンがソクラテスのデルフォイの神託との邂逅についての彼の説明によってきわめて生き生きと示しているように、そしてマイモニデスが『迷える者の導き』という彼の主著のまさにタイトルによって暗示しているように、われわれの迷いは宗教的諸権威にわれわれが単に頭を垂れることによって解決されえない。というのもそれらの権威の諸宣言や諸命令さえ——それらが託宣によって伝達されようと、聖書によって伝達されようと、あるいは詩人の韻文によって伝達されようと——、いくぶん謎めいているからである。すなわち、それらは人間の解釈を要求する。そして公式の解釈者たちは意見を同じくしない。最も悪いことには、多くの相互に排他的なあるいは少なくとも敵対的な神がみあるいは神がみと称されるものと神的法典とが存在する。異なる神的権威の間の軋轢は単に「神学的」論争であるだけではない。つまり、それらは同時に競争する道徳的政治的体系ないしレジームの間の軋轢であり、それぞれの正義と正しい生き方についての観念は互いに衝突す

るのである。さまざまな神がみと、神がみと称されるものとは、正義と正しい生き方のさまざまな解釈を保証する者となり支持する者となる。「神学的問い」（神がみは存在するのか、いかなる神がみが存在するのか）はそれゆえ、スピノザが強調したように、より適切には「神学的－政治的」問いと名づけられる。すなわち、神学的問いは、正義の問いの一部である、あるいはいずれにしてもその問いと絡み合っている」。拙訳『思想』（岩波書店、2013年）、no. 1070、43-44頁。Nathan Tarcov and Thomas L. Pangle, "Epilogue: Leo Strauss and the History of Political Philosophy," in Leo Strauss and Joseph Cropsey, eds., *History of Political Philosophy*, 3<sup>rd</sup> edition (University of Chicago Press, 1987), p.921.

- 16) 西永、前掲論文、pp.33-34. 強調は筆者のもの。
- 17) 西永、前掲論文、p.20.
- 18) 実際、西永論文の第5節「ウェーバーと『政治哲学』——いかにコンフリクトを扱うべきか」は、一方におけるウェーバーの神学－政治問題への（理論的）open-mindedness と、他方における、現実の政治問題に対して sensible な判断の持ち主であったウェーバーの社会科学者としての社会的諸問題に対する実践的解決における extremism（節度のなさ）の緊張関係を示唆している。
- 19) たとえば、西永亮「レオ・シュトラウスにとっての『クルト・リーツラー』という問題——哲学と人間的なもの」、第4節「リーツラーとトゥキユディデス、そしてソクラテス」、「『政治哲学』のために」、340-342頁を参照せよ。シュトラウスによる、トゥキユディデスとマキアヴェッリとの対比に関しては、たとえば、Leo Strauss, *Thoughts on Machiavelli* (University of Chicago Press, 1958), p.292 [飯島昇藏・厚見恵一郎・村田玲訳『哲学者マキアヴェッリについて』（勁草書房、2011年）、335頁] を参照せよ。
- 20) Leo Strauss, *The City and Man* (University of Chicago Press, 1964), p.208, note 70. 強調は引用者のもの。本書の邦訳が法政大学出版局より刊行の予定である。
- 21) *Ibid.*
- 22) 拙稿「哲学において師は弟子をどの程度までコントロールできるか——レオ・シュトラウスの場合——」『武蔵野大学政治経済研究所年報』第8号（2014）、137頁。
- 23) Leo Strauss, "What Is Political Philosophy?" in his *What Is Political*

- Philosophy? and Other Studies* (University of Chicago Press, 1959), p.25 (以下においては *WIPP?* と略記する)。石崎嘉彦・近藤和貴訳「政治哲学とは何であるか?」、飯島昇藏ほか訳『政治哲学とは何であるか?とその他の諸研究』(早稲田大学出版部、2014年)、17頁。
- 24) Leo Strauss, "Political Philosophy and History," in *WIPP?*, pp. 74-75. 石崎嘉彦訳「政治哲学と歴史」、『政治哲学とは何であるか?とその他の諸研究』、70-72頁。
- 25) Leo Strauss, *Natural Right and History* (University of Chicago Press, 1953), p.7.
- 26) Leo Strauss, "On Natural Law," pp.137-138.
- 27) *Ibid.*, p. 140.
- 28) シュトラウスは、natural law は the eternal law と "the divine law, i.e. the positive law contained in the Bible" とから明晰に区別される、と述べている (*ibid.*, p.142)
- 29) Leo Strauss, *The City and Man*, pp.160-161.
- 30) *Ibid.*, p.241.
- 31) M・エリアーデはシカゴ大学時代のシュトラウスの同僚であるが、彼にとって良き読者の1人であったであろう。「マックス・ヴェーバーにとっては大切な《客観主義》に対してレオ・シュトラウスによってなされた反駁を思い出す。シュトラウスは学者たちに、強制収容所の正確で厳密な社会学的分析はこの社会現象の深い意味を表現しているのかと問うた。レオ・シュトラウスは強制収容所の正しい提示はそれらへの判断も含意していることを示した」。M・エリアーデ著、石井忠厚訳『エリアーデ日記——旅と思索と人——』(未来社、1986年)、209頁。これは1963年11月5日の日記である。
- 32) 拙稿「シュトラウス——著者の責任と読者の責任と——」、239-241頁を参照せよ。
- 33) Leo Strauss, *The City and Man*, p.202, note. 68
- 34) Cf. Leo Strauss, "What Is Liberal Education?" in his *Liberalism Ancient and Modern* (Basic Books, 1968), p. 4.
- 35) 古典学の泰斗、故デイヴィッド・グリーンはトゥキュディデスの英語訳としては、*The Peloponnesian War, Thucydides, The Complete Hobbes Translation*, With notes and a new Introduction by David Grene (University of Chicago Press, 1989) を、それが "the greatest translation of Thucydides in English"

レオ・シュトラウスの *Natural Right and History* の邦訳のタイトルについての覚え書き

であるがゆえに強く推奨している。そしてホッブズによる翻訳と、その翻訳に付された彼の序論と献辞のエッセイとは、ホッブズ自身を研究するうえで興味深い貢献をなすであろうと指摘している。ホッブズがトウキユディデスの翻訳書を出版したのは 1628 年であり、彼が 40 歳の時であった。

- 36) Cf. Michael Zuckert, "Strauss on Locke and the Law of Nature," in Rafael Major ed., *Leo Strauss's Defense of the Philosophic Life: Reading What Is Political Philosophy?* (University of Chicago Press, 2013), pp.153-172.
- 37) 「マキアヴェッリを正当に扱うことは、ひとにつきのことを要請する。すなわち、古くなり、われわれ自身のものとなり、そしてそれゆえにほとんど善いものとなっているマキアヴェッリを、今日から振り返ることではなく、むしろ新しくそして馴染みのないまったく予期せざるマキアヴェッリを、前近代の観点から見はるかすことである」。Leo Strauss, *Thoughts on Machiavelli*, p.12. 邦訳、5 頁。

